

三木町告示第141号

三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第43号

三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内に所在し、民間事業者が設置する保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(以下「私立保育所等」という。)において I C T 化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図るため、保育業務支援システムの導入に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付について、三木町補助金等交付規程(平成元年三木町規定第 1 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第 1 項に規定する施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第 2 条第 6 項に規定する施設をいう。
- (3) 家庭的保育事業所 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 小規模保育事業所 法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。
- (5) 事業所内保育事業所 法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。
- (6) 保育業務支援システム 保育士の業務負担及び保護者の負担の軽減に資する機能を有し、かつ、保育の質の向上に配慮された機能が掲載されたシステムをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に所在する私立保育所等を運営する法人とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」のうち、「保育所等業務効率化推進事業(保育所等における I C T 化推進等事業)」により補助対象者が行う保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステムの導入に係る事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、保育業務支援シス

テムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費であって、補助対象経費として町長が適当であると認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 他の補助制度の対象となっている経費
- (2) 翌年度以降のシステムの運用に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の補助基準額と前条に掲げる補助対象経費の実支払額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の要件)

第7条 補助金の交付に係る要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度内に導入を完了し、かつ、支払を完了する事業であること。
- (2) システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士等や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものであること。
- (3) 次のアからエまでに掲げる機能のうち1つ以上の機能を有するシステムを導入していること。

ア 保育に係る計画・記録に関する機能

イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能

ウ 保護者との連絡に関する機能

エ キャッシュレス決済に関する機能

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金に係るシステム等導入実施計画書(様式第3号)
- (3) 補助申請額算定調書(様式第4号)
- (4) 見積書の写し(システムの導入費、備品購入等の内訳が明記されたもの。)
- (5) システム等に登録されている機能について、詳細を確認できる資料
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定し、三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。

(着手届及び完了届)

第10条 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは三木町保育所等におけるICT化推進等

事業着手届出書(様式第6号)を、補助対象事業が完了したときは三木町保育所等におけるICT化推進等事業完了届出書(様式第7号)を直ちに町長に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第11条 補助対象者は、申請の内容を変更するとき、補助対象事業を中止しようとするとき、又は廃止しようとするとき、若しくは補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 第8条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金変更交付申請書(様式第8号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けること(町長が認める軽微な変更の場合を除く。)

(2) 補助対象事業を中止しようとするとき、又は廃止しようとするときは、三木町保育所等におけるICT化推進等事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、その旨を町長に報告し、その指示を受けること。

2 町長は、前項第1号及び第2号の申請があったときは、第9条の規定に準じて決定を行い、その旨を三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第12号)

(2) 領収書の写し

(3) 導入したシステム等の仕様が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金額確定通知書(様式第13号)により補助対象者に通知しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第14条 補助対象者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を確定させ、三木町保育所等におけるICT化推進等事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(様式第14号)により速やかに町長に報告しなければならない。ただし、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額に相当する額の補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象者は、第13条の規定による通知を受けたときは、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付請求書(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に定めるほか、町長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助対象者は、補助対象事業に係る収支を他の経費と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金についての経理を明らかにする証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

- 2 三木町保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成28年三木町要綱第61号)は、廃止する。

別表(第6条関係)

補助基準額

保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入		
1 対象機能は次に掲げる４機能とする。		
(1) 保育に係る計画・記録に関する機能		
(2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能		
(3) 保護者との連絡に関する機能		
(4) キャッシュレス決済に関する機能		
2 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて補助基準額を以下のとおりとする。		
(1) 端末購入等を行わない場合		
1つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	200,000円
2つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	400,000円
3つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	600,000円
4つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	800,000円
(2) 端末購入を行う場合		
1つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	700,000円
2つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	900,000円
3つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	1,100,000円
4つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	1,300,000円

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ⑩

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付申請書

三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 金 _____ 円

3 着手及び完了予定年月日

(1) 着手予定年月日 年 月 日
(2) 完了予定年月日 年 月 日

4 関係書類

- (1) 収支予算書(様式第 2 号)
- (2) 三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金に係るシステム等導入実施計画書(様式第 3 号)
- (3) 補助申請額算定調書(様式第 4 号)
- (4) 見積書の写し(システムの導入費、備品購入等の内訳が明記されたもの。)
- (5) システム等に登録されている機能について、詳細を確認できる資料
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

收支予算書

1 收入

項 目	予 算 額 （ 円 ）	摘 要
令和 年度三木町保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業補助金		
計		

2 支出

項	目	予 算 額 （ 円 ）	摘	要
計				

(表)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

三木町長 様

所在地

名 称

代表者名

印

令和 年度三木町保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業補助金に係るシステム
等導入実施計画書

三木町保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の
とおり実施計画書を（ 提出 ・ 再提出 ）します。

記

1 施設の名称	
2 導入するシステム 又は機器の名称	
3 システムに搭載さ れる機能等	○該当する機能に☑を入れてください。 □保育に係る計画・記録に関する機能 □園児の登園及び降園の管理に関する機能 □保護者との連絡に関する機能 □キャッシュレス決済に関する機能 ※園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入した施設は、裏面の安全計画の欄も記入してください。
4 端末購入の有無	□有 □無
5 導入又は設置に要 する費用	円 (※うち補助対象経費 円)

(裏)

6 導入計画	○システムの導入から支払、事務の移行、研修、本格運用に至るまでの時期と計画等について記載してください(導入及び支払い完了の時期は必ず記載してください。) 導 入 : 年 月 日 支払い完了 : 年 月 日
7 期待される効果	○現状の運用と比較して、システム等の導入により、時間面や費用面等で、どのような業務効率化が期待されるか記載してください。
8 安全計画 (園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入した場合に記載)	○該当する箇所に☑を入れ日付を記載してください。 施設において策定することが義務付けられている安全計画に、適切な登降園管理が行われるよう「園児の登園及び降園の管理に関する機能」を活用した安全管理の取組について明記していますか。 ☐ はい (年 月 日) ☐ 明記予定日 (年 月 日予定)

補助申請額算定調書

(施設名)

1 要補助額

総事業費（令和 年度三木町保育所等における I C T化推進等事業） ①	円
寄附金その他の収入額 ②	円
①と②の差引額（①－②） ③	円
対象経費の支出予定額 ④	円
補助基準額 ⑤	円
④と⑤のいずれか少ない額 ⑥	円
補助申請額 （③と⑥のいずれか少ない額に 3 / 4 を乗じた額） ⑦	円

（記載上の注意）

※⑦は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。

2 対象経費の支出明細

区分	支出額
システム導入費 ①	円
機器導入費 ②	円
合計（①＋②）	円

※①及び②について、対象経費の支出を明らかにした帳簿を備え、支出に係る証拠書類を整理し、保管しておくこと。

【①及び②の内訳】

内訳	
----	--

※経費ごとの名称、単価、数量等が分かるように記入すること。

第 号

年 月 日

様

三木町長

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金の交付について、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 補助対象事業に着手したときは三木町保育所等における I C T 化推進等事業着手届出書(様式第 6 号)を、当該補助対象事業が完了したときは三木町保育所等における I C T 化推進等事業完了届出書(様式第 7 号)を直ちに町長に提出しなければなりません。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき(町長が認める軽微な変更の場合を除く。)。
 - イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金実績報告書(様式第 11 号)を提出しなければなりません。
- (5) 町長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本町職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (6) 三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 6 号(第 10 条関係)

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ㊟

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業着手届出書

年 月 日付け 発三第 号により補助金の交付の決定の通知の
あった補助対象事業に、次のとおり着手したので、三木町保育所等における I C T 化推進等
事業補助金交付要綱第 10 条の規定により届出します。

記

1 事業名	
2 補助対象事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 着手年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ㊟

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業完了届出書

年 月 日付け 発三第 号により補助金の交付の決定の通知の
あった補助対象事業が、次のとおり完了したので、三木町保育所等における I C T 化推進等
事業補助金交付要綱第 10 条の規定により届出します。

記			
1 事業名			
2 補助対象事業の期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
3 着手年月日	年 月 日		
4 完了年月日	年 月 日		

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ⑩

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 発三第 号で交付決定を受けた補助対象事業について、内容等を変更したいので、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額

- (1) 変更交付申請額 金 _____ 円
- (2) 変更前交付決定額 金 _____ 円
- (3) 追加(減少)補助金額 金 _____ 円

2 変更内容

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 上記変更内容を確認できるものの写し
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更システム等導入実施計画書
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号(第 11 条関係)

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ⑩

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 発三第 号により補助金の交付の決定の通知の
あった補助対象事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、三木町保育所等における
I C T 化推進等事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 事業名	
2 中止（廃止）の理由	
3 中止（廃止）予定年月日	年 月 日
4 中止の場合の再開予定年月日	年 月 日
5 その他	

第 号
年 月 日

様

三木町長 印

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金について、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定金額

(1) 変更交付決定額	金	円
(2) 変更前交付決定額	金	円
(3) 追加(減少)補助金額	金	円

2 変更内容

3 交付の条件

- (1) この補助金は、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 補助対象事業に着手したときは三木町保育所等における I C T 化推進等事業着手届出書(様式第 6 号)を、当該補助対象事業が完了したときは三木町保育所等における I C T 化推進等事業完了届出書(様式第 7 号)を直ちに町長に提出しなければなりません。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき(町長が認める軽微な変更の場合を除く。)
 - イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金実績報告書(様式第 11 号)を提出しなければなりません。
- (5) 町長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本町職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (6) 三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 11 号(第 12 条関係)

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ⑩

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 発三第 号で交付決定を受けた三木町保育所等
における I C T 化推進等事業補助金に係る事業が完了したので、三木町保育所等における I
C T 化推進等事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 関係書類

- (1) 収支決算書(様式第 12 号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 導入したシステム等の仕様が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 12 号(第 12 条関係)

収 支 決 算 書

1 収入

項 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	差引増減額(円)	摘 要
令和 年度三木町 保育所等における I C T 化推進等事業補 助金				
計				

2 支出

項 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	差引増減額(円)	摘 要
計				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

補助対象事業者名

様式第 13 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

三木町長 印

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった三木町保育所等における I C T 化推進等
事業補助金について、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第 13 条の
規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

年 月 日

三木町長 様

所在地

名 称

代表者名

⑨

令和 年度三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金に係る消費税
及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 発三第 号により交付決定通知のあった、三木
町保育所等における I C T 化推進等事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が
確定したので、三木町保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第14条第 1 項の
規定により、次のとおり報告します。

記

1 確定した補助金の額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控
除税額(補助金返還相当額)

金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税仕入控除税額確認書
- (2) 確定申告書の写し
- (3) 課税売上割合を把握することのできる書類
- (4) 特定収入の割合を確認することのできる書類

様式第 15 号(第 15 条関係)

年 月 日

三木町長 様

所在地
名 称
代表者名 ⑩

令和 年度三木町保育所等における I C T化推進等事業補助金交付請求書

年 月 日付け 発三第 号により補助金の額の確定通知があつた三木町保育所等における I C T化推進等事業補助金について、三木町保育所等における I C T化推進等事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 _____ 円
- 2 振込先

金融機関名
支店名
口座種目 普通 ・ 当座
口座番号
(フリガナ)
口座名義人